

## 西東京市公告

西東京市田無庁舎及び西東京市防災センター・保谷保健福祉総合センター自動証明写真機設置場所の貸付けについて、一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定並びに西東京市契約事務規則（平成 13 年西東京市規則第 58 号）第 8 条及び第 9 条の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 16 日

西東京市長 池 澤 隆 史

### 1 目的

市有財産の有効活用を図りながら歳入を確保するとともに、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### 2 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 西東京市契約における暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (3) 東京都又は隣県に本店、支店又は事業所等のサービス拠点を有しており、迅速に保守管理の対応が可能であること。
- (4) 過去 5 年間に、自動証明写真機の設置業務において自ら管理・運営する 2 年以上の実績を有していること。
- (5) 国税の未納及び市税の滞納がないこと。
- (6) 西東京市の一般競争入札の参加停止又は指定競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の更生手続開始の決定及び民事再生法の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

### 3 入札に付する事項及び条件等

#### (1) 貸付物件等

貸付場所	貸付面積	貸付位置
西東京市南町五丁目 6 番 13 号	幅 1.7m×奥行 1.1m以内	図 1

西東京市役所田無庁舎 2階ロビー		
西東京市中町一丁目5番1号 西東京市防災センター・保谷保健福祉総合センター 北西出入口付近（屋外）	幅 1.7m×奥行 1.1m以内	図 2

※田無庁舎及び西東京市防災センター・保谷保健福祉総合センターの貸付場所に自動証明写真機を各1台設置すること。

※設置に支障がないか応募前に確認すること。

※令和7年5月31日まで前事業者の自動証明写真機が設置中

(2) 貸付期間

令和7年6月1日から令和12年5月31日まで（更新なし）

(3) 費用負担

ア 貸付料

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を以って落札金額（年額）とし、年度当初に市が発行する納入通知書により市が指定する日までに全額納入すること。

イ 電気料等

設置事業者は、自動証明写真機の設置に当たり積算電力計（子メーター）を自らの負担で設置し、市が発行する納入通知書により市が指定する日までに納入すること（ただし、設置事業者が電気事業者と直接電力供給契約を行い、電気料金を支払う場合を除く。）。

ウ 機器設置及び撤去費用等

自動証明写真機の設置及び撤去に要した費用（設置に係る電源工事を含む。）、維持管理費、移転費等その他必要とされる一切の経費について、設置事業者の負担とすること。

(4) 自動証明写真機の仕様等

「自動証明写真機の規格及び条件並びに遵守事項」（別紙）のとおり

(5) 禁止事項

ア 自動証明写真機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

イ 自動証明写真機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならない。

ウ 貸付物件を自動証明写真機設置以外の用途で使用してはならない。

(6) 注意事項

市が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、庁舎の建替え又は庁舎内のレイアウト変更等が生じたとき、設置事業者（借受者）が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他市が必要と認めるときは、貸付契約を解除

することがある。

この場合の貸付料の取扱いについては、別途、市と協議の上、決定するものとする。

#### 4 入札参加申込

##### (1) 申込方法

下記(4)に記載の書類を書留郵便により送付すること。なお、封筒に「**自動証明写真機設置に係る応募関係書類**」と明記すること。

##### (2) 申込先

〒188-8666

西東京市南町五丁目6番13号 西東京市市民部市民課 宛

##### (3) 申込期間

**令和7年4月16日(水)から同月30日(水)まで(午後5時必着)**

西東京市の休日を定める条例(平成13年西東京市条例第3号)に定める西東京市の休日を除く毎日午前9時から正午までの間及び午後1時から5時までの間受け付けるものとする。なお、郵送による未着・遅延等の事故については、原因の如何を問わず、市は責任を負わない。

##### (4) 申込書類

No.	申 込 書 類	摘 要
1	入札参加申込書兼誓約書	
2	法人登記簿謄本(発行後3か月以内のものに限る。)	現在事項全部証明書
3	国税、市民税の納税証明書(直近年度のもの)	国税は「法人税」及び「消費税及び地方消費税」 市民税は「法人市民税」(西東京市内に本社又は事業所がある法人の場合)
4	業務実績書・サービス拠点申告書	
5	応募資格要件で指定した地域内に本店、支店又は営業所等サービス拠点が所在することを証する書類(会社概要パンフレット等)	上記4により、所在地を確認できる場合は、提出不要
6	許認可等を証する書類	許認可等を要する場合に限り提出
7	設置する自動証明写真機のカatalog	1部

#### 5 入札参加資格の確認等

上記4の申込書類による入札参加資格の有無を確認後、入札参加資格確認通知書及び入札書を交付する。

## 6 質問及び回答

募集要領等の内容に関する質問をメールにて受け付ける。受付期限は、令和7年4月30日（水）午後5時までとする。

質問に対する回答は、令和7年5月2日（金）までに参加申込者全員にメールで回答する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、ファクシミリ等他の方法で回答する。なお、電話での質問には回答しない。

### 【問い合わせ先】

西東京市市民部市民課受付係

電話 042-464-1311 内線 11461、11462

E-mail : [shimin03@city.nishitokyo.lg.jp](mailto:shimin03@city.nishitokyo.lg.jp)

## 7 入札者の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札の受付前にあっては入札辞退届（任意の様式）を前記6の問い合わせ先に持参又は郵送（開札日の前日までに到達するものに限る。）すること。入札の受付中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出すること。

## 8 入札の受付及び開札の日時と場所等

入札の受付及び開札の日時と場所は次のとおりとする。入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった入札額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、封緘して提出すること。

	日 時	場 所
入札の受付	令和7年5月8日（木） 午前9時30分から11時まで	西東京市南町五丁目6番18号 イングビル3階 第4会議室
開 札	令和7年5月8日（木） 午前11時から	

## 9 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

## 10 落札者の決定

落札者は、西東京市が設定した予定価格以上の最高金額の入札参加者とする。ただし、最高金額の入札参加者が複数いる場合は、当該入札参加者のくじ引きによって落札者を決定する。この場合において、入札の辞退は認めない。くじを引かない入札参加者がいるときは、入札事務に関係のない西東京市職員がくじを引くものとする。

なお、入札参加者が1社のみの場合又は参加辞退があり1社になってしまった場

合は、入札金額が上記予定価格以上であることを確認し、当該事業者を落札者とする。

11 入札書の書換え等の禁止

一度入札箱に投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

12 入札参加者の失格

次の事項に該当したときは、入札に参加できない。

- (1) 理由の如何を問わず、所定の時間内に入札しないとき。
- (2) 本公告に記載した事項に違反したとき。

13 入札の無効

次の事項に該当した入札は、無効となる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するに至ったとき。
- (2) 入札書の記載事項が不明なもの
- (3) 入札書に不備があるもの
- (4) 入札書の金額の表示が改ざん、又は訂正されたもの
- (5) 入札参加者が連合して不当に価格をせり上げ、他の人の正常な競争入札への参加を妨げ、又は係員の職務を妨害したとき。
- (6) 2枚以上の入札書を提出したとき。
- (7) 上記の他、本公告に記載した事項に違反したもの

14 入札結果の公表

入札の結果については、入札参加者名及び入札金額を市のホームページで公表する。

15 契約の締結

設置事業者は、決定の日から14日以内に市有財産賃貸借契約書により契約を締結しなければならない。

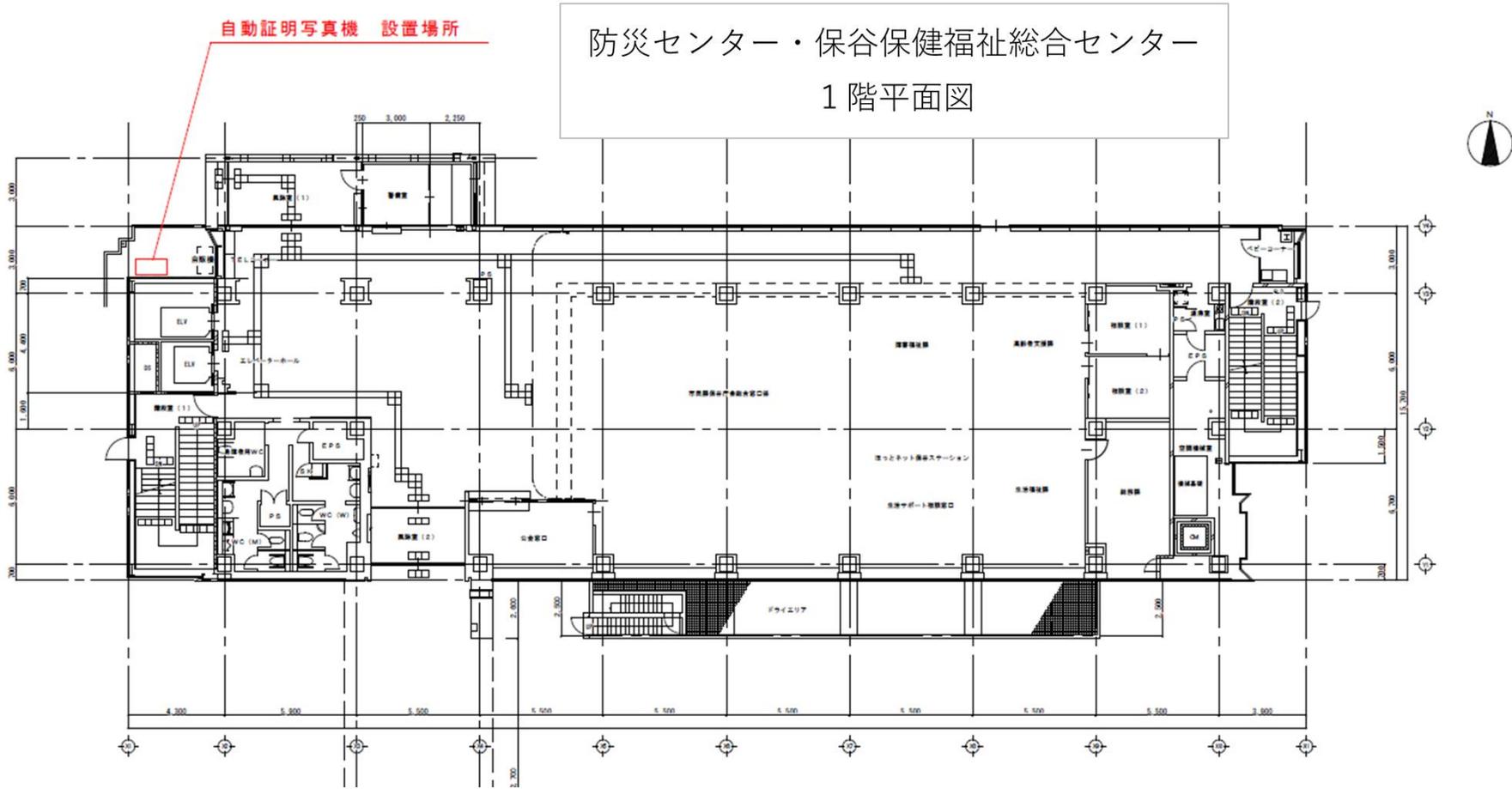
16 その他

- (1) この公告に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令その他関係法令等の規定による。
- (2) 契約及び貸付手続に関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。
- (3) 契約締結後、法令の規定により営業等の許認可を要する場合には、営業開始までに許認可を証する書類（許可証の写し等）を提出すること。
- (4) 応募書類等は、一切返却しない。

(5) 入札後は、いかなる理由をもってしても、入札に関する手続及び入札について、異議を申し立てることができない。



図 2



## 自動証明写真機の規格及び条件並びに遵守事項

本入札における自動証明写真機（以下、「機器」という。）は、募集要領に定める期間中、常に以下の仕様を満たすものでなければならない。

また、機器の設置・運用・撤去にあたっては西東京市庁舎管理規則他関係法令を遵守するとともに、常に良好な写真撮影が行えるよう、適切な維持管理を行うこと。

なお、以下の仕様は機器設置に当たり最低限満たすべき基準であり、設置事業者が自主的に多機能・高性能の機器を導入することを妨げるものではない。

### 1 機器の規格及び条件

#### (1) 規格

貸付面積内に機器・転倒防止器具の全てが収まる大きさのものとし、高さは2.2m以内とする。ただし、イスの開閉等により、一時的に貸付面積を超えることは可能とする。

#### (2) 機能・デザイン

##### ① 対応写真サイズ

運転免許証、障害者手帳、個人番号カード、特別永住者証明書、旅券（パスポート）に対応する写真サイズの撮影が可能であること。

##### ② 撮影回数

撮影した画像を確認し、撮り直しが可能であること。

##### ③ 撮影料金

市場価格に準じ、適正な価格を設定すること。

なお、価格設定を改定する場合には、事前に市と協議を行うこと。

##### ④ 対応言語

外国人住民も利用できるように多言語に対応していること。

##### ⑤ 対応紙幣・硬貨

1,000円紙幣、500円硬貨、100円硬貨、50円硬貨、10円硬貨に対応していること。

##### ⑥ 領収書発行

領収書等の発行機能を有していること。

##### ⑦ 環境配慮

未使用時の消灯等の省電力対応を行い、環境負荷を軽減した機器であること。

##### ⑧ 通信機能

個人番号カードの交付申請ができるQRコード対応機器で、個人番号カードの発行元にデータ送信する機能を有すること。

##### ⑨ デザイン

デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めること。また、側面等に市に関するポスター等を貼付する場合がある。

##### ⑩ その他

ユニバーサルデザイン（車イス対応）で通信機能付機種等新型の機種が発売されたときは、市と協議の上、適宜、機器の入れ替えを行うこと。その際、発生する入替費用は、設置事業者が負担すること。

(3) 運用上の条件

- ① 利用件数について、各月の機器ごとの件数を翌月中に報告すること。
  - ② 稼働日時
    - ・ 平日 8時30分から20時
    - ・ 土・日曜日、祝日 9時から17時
- ※ 12月29日から翌年1月3日を除く。

2 遵守事項

(1) 設置及び撤去

- ① 事前協議  
設置、撤去にあたり、工事を行う場合には、事前に施工方法、期間について市と協議を行い、市の了承を得てから施工を開始すること。  
また、施工方法については、市庁舎の躯体に負担が掛からないような施工方法とすること。
- ② 工事日程  
工事にあたっては、原則として閉庁日（土曜日、日曜日、祝日）及び開庁日の18時以降に行うものとする。  
ただし、市が必要と認めるときは、上記の日程以外での作業を認めるものとする。
- ③ 転倒防止措置  
機器の設置にあたっては、日本工業規格（JIS規格）に準拠した転倒防止措置を講じること。
- ④ 完成検査  
工事が完了したときは、市に報告を行い、市の検査を受けること。

(2) 維持管理責任

- ① メンテナンス  
設置事業者は、定期的に、商品・つり銭の補充、品質管理、売上金回収等のメンテナンスを実施し、機器の状態を良好に維持すること。
- ② 故障等の対応  
上記稼働日時の機器の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において迅速に対応すること。  
また、利用者が故障等を連絡するために、機器には設置事業者の対応窓口の電話番号（フリーダイヤル）を記載すること。
- ③ 事故に対する補償  
機器の運用に関して、利用者等の第三者に発生した事故に対しては、市の責によることが明らかな場合を除き、設置事業者が補償を行うこと。
- ④ 盗難・破損対応  
盗難等による商品及び機器が汚損又は破損したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧するとともに、設置事業者の損害について市の責に帰することが明らかな場合を除き、市はその責を負わない。

(3) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合は、自己の負担において原状に回復すること。  
また、機器の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について補償を請求することはできない。